

## 東紀州環境施設組合物品調達等指名停止措置要領

令和3年4月1日  
告示第3号

(趣旨)

第1条 この告示は、東紀州環境施設組合（以下「組合」という。）が発注する物品調達等（物品・物件の買入れ及び製造、役務の提供をいう。以下同じ。）の適正かつ円滑な履行を確保するため、組合が行う指名停止等の措置について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 関係市町等 三重県及び東紀州環境施設組合同規約（令和3年三重県指令地域第06-708号）第2条に規定する関係市町をいう。
- (2) 有資格業者 東紀州環境施設組合契約に関する規則（令和3年東紀州環境施設組合同規則第12号）第5条第2項に規定する者をいう。
- (3) 役員 法人の役員、支配人、支店長及び営業所長並びに個人の事業主及び支配人
- (4) 指名停止 有資格業者が、別表に定める措置要件に該当するため、物品調達等の相手方とすることが不当として一定期間指名の対象外とする措置をいう。

(指名停止)

第3条 管理者は、有資格業者が別表に掲げる措置要件の一に該当すると認められるときは、情状に応じて別表各項に定めるところにより期間を定め、当該業者について指名停止を行うものとする。

- 2 管理者は、別表の第2の7、8又は9を理由として指名停止を行うときは、あらかじめ所管警察署長の意見を聴くものとする。
- 3 管理者が指名停止を行ったときは、物品調達等を所管する関係係長等は、契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4条 有資格業者がいずれかの事案により別表各項の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

- 2 有資格業者が、同一の事実により、関係市町等において指名停止の措置を受けた場合で、その始期及び終期が関係市町等により異なる場合は、その始期のうち、最も古い日を組合における指名停止期間の始期とし、その終期のうち、最も新しい日を同指名停止期間の終期とするものとする。
- 3 管理者は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があると認めたとときは、指名停止の期間を当該短期の期間の2分の1まで短縮すること

ができる。

4 管理者は、有資格業者について極めて悪質な事由が明らかとなったときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

5 管理者は、指名停止の期間中の有資格業者が当該事案について責めを負わないことが明らかになったと認めるときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(指名停止の通知、報告)

第5条 管理者は、指名停止の措置（指名停止の期間、変更及び指名停止の解除を含む。）が決定されたときは、別記様式により有資格業者に通知するとともに三重県知事に通知するものとする。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第6条 管理者は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意処分を行うことができる。

(関係市町等での指名停止措置)

第7条 管理者は、当要綱の規定にかかわらず、関係市町等において指名停止の措置が取られた場合は、組合においてこれを適用するものとする。

(その他)

第8条 指名停止の効力は、決定された日以前に遡って生じることはない。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条、第3条、第4条関係）

	措置基準	措置期間
第1 組合関係市町内で生じた事故等による措置基準	(虚偽記載) 1 物品調達等に係る競争入札における入札前に行う申請書、届出書等に虚偽の記載をし、請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上6か月以内
	(過失による粗雑な製造) 2 物品調達等の施行に当たり、故意若しくは過失により物品・物件の製造を粗雑にし、又は物品・物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたと認められるとき（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）	当該認定をした日から1か月以上9か月以内
	(契約違反) 3 1及び2に掲げる場合のほか	当該認定をした日から

	<p>か、物品調達等の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>2週間以上6か月以内</p>
	<p>(安全管理措置の不適切により生じた事故等)</p> <p>4 物品調達等の履行に当たり、次のア又はイに掲げる事故が生じた場合において、安全管理の措置が不適切であったと認められるとき。</p> <p>ア 受注業者の関係者以外の者に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えた場合</p> <p>イ 受注業者の関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上12か月以内</p> <p>当該認定をした日から2週間以上6か月以内</p>
<p>第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準</p>	<p>(贈賄)</p> <p>1 有資格業者の役員又は使用人が、組合発注の物品調達等に係る入札施行等に関し、若しくはそれ以外の事由で組合職員に対して行った贈賄容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 有資格業者である個人又は法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p> <p>イ 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時組合発注の物品調達等を締結する事務所をいう。）を代表する者でアに掲げる者以外の者（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ウ 有資格業者の使用人でイに掲げる者以外の者（以下「使</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から3か月以上12か月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から2か月以上9か月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から1か月以上6か</p>

	<p>（独占禁止法違反行為）</p> <p>2 有資格業者の役員等又は使用人が、他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から2か月以上9か月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から1か月以上6か月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から1か月以上3か月以内</p>
	<p>（談合）</p> <p>3 関係市町等内外において、その業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号に違反し、請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2か月以上12か月以内</p>
	<p>（不正又は不誠実な行為）</p> <p>4 有資格業者である個人、有資格業者の役員等又はその使用人が物品調達等の契約において談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から4か月以上12か月以内</p>
	<p>（不正又は不誠実な行為）</p> <p>5 業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、物品調達等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>6 代表役員等が、禁錮以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上9か月以内</p> <p>当該認定をした日から1か月以上12か月以内</p>

	<p>45号)に基づき罰金刑を宣告され、物品調達等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>7 有資格業者の役員等又は営業に事実上参加している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の関係者(以下「暴力団関係者」という。)であると求められるとき。</p> <p>8 有資格業者の役員等が、業務に関し、不正に財産上の利益を得るため、又は債務の履行を強要するために、暴力団関係者を使用したと認められるとき。</p> <p>9 有資格業者の役員等が、いかなる名目をもってするを問わず、暴力団関係者に対して、金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から当該事実が解消されるまで</p> <p>当該認定をした日から6か月以上9か月以内</p> <p>当該認定をした日から4か月以上9か月以内</p>
<p>第3 その他 指名停止に 相当する措 置</p>	<p>(その他)</p> <p>1 三重県が指名停止をした有資格業者</p> <p>2 組合関係市町が指名停止をした有資格業者</p> <p>3 1及び2に掲げる場合のほか管理者が指名の停止を行う事が相当であると認められる行為をした有資格業者</p>	<p>三重県の停止期間</p> <p>当該関係市町の停止期間</p> <p>当該事実を知った日から1か月以上12か月以内</p>

別記様式（第5条関係）  
（その1）

第 年 月 日  
号

住所  
商号又は名称  
代表者氏名 様

東紀州環境施設組合管理者

印

指 名 停 止 通 知 書

年 月 日発生した により、下記のとおり物品調  
達等の競争契約に係る指名停止を行うこととしたので通知します。

なお、今後は再度このような事態が生ずることがないように十分注意してく  
ださい。

記

- 1 指名停止の理由
- 2 指名停止期間

(その2)

第 年 月 日 号

三重県知事 様

東紀州環境施設組合管理者

印

指 名 停 止 通 知 書

指名(保留・停止・期間変更)の決定について、下記のとおり決定したので通知します。

記

商 号 又 は 名 称	
代 表 者 氏 名	
許 可 番 号	
営 業 所 所 在 地	
指名(保留・停止)期間	
(内容)	